

# 鳥取市ガイナレ効果による地域力向上事業費補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市ガイナレ効果による地域力向上事業費補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (交付目的)

第2条 本補助金は、「ガイナレを応援するまち」を演出し、まちに新たな付加価値を創出するための持続性あるホームタウン活動（以下「ガイナレ効果による地域力向上事業」という。）を行うことにより、鳥取市の地域力向上とガイナレサポーター獲得の相乗的な効果を誘発することを目的として交付する。

## (補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、ガイナレ効果による地域力向上事業に関連する事業を行う市民活動団体等の各種団体とする。

## (補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、ガイナレ効果による地域力向上事業に関連する次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 消費活動促進事業
- (2) まちのイメージアップ事業
- (3) 市民への啓発・情報発信事業
- (4) 人材育成事業
- (5) サポーター交流活動事業
- (6) その他市長が特に必要と認める事業

## (補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費とし、別表に掲げるとおりとする。

## (補助金の算定)

第6条 本補助金の額は、別表に定めるところにより、補助対象経費から当該事業に係る収入を除いた額に補助率を乗じて得た額とし、予算の範囲内で交付する。ただし、当該事業について民間団体等の助成金の交付を受け、本補助金の額との合計が補助対象経費を超えるときは、その超える額を本補助金の額から減じるものとする。

## (交付申請)

第7条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に定める書類は、ガイナレ効果による地域力向上事業費補助金事業計画書及び収支予算書、構成員名簿（様式第1号）によるものとする。

## (承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第9条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(実績報告書)

第10条 本補助金の実績報告は、本補助金の交付の対象となる年度内の事業が完了した日から起算して20日を経過する日又は交付決定の日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に定める書類は、ガイナール効果による地域力向上事業費補助金事業報告書及び収支決算書(様式第2号)によるものとする。

(財産の処分制限)

第11条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間)とする。

2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

(収益納付)

第12条 本補助金の交付を受けた者は、本補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があった日から5日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、市長がその全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、本補助金の交付を受けた者は、これに従わなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、教育委員会事務局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第5条、第6条関係）

区分	補助対象事業内容	補助対象経費	補助率	限度額
<p>ガイナレ効果による地域力向上事業</p>	<p>(1) 消費活動促進事業                      (2) まちのイメージアップ事業                      (3) 市民への啓発・情報発信事業                      (4) 人材育成事業                      (5) サポーター交流活動事業                      (6) その他市長が特に必要と認める事業</p>	<p>次に掲げる経費（ただし団体の構成員に対するものは除く。）                      (1) 報償費                      （講師・専門家等への謝礼等、調査・研究等に係る報償費等）                      (2) 旅費                      （講師・専門家等の交通費、通行料金、宿泊費等）                      (3) 需用費                      （機材・資材・書籍等の購入費、チラシ・ポスター・報告書等の印刷費、材料費、消耗品費、修繕費等）                      (4) 役員費                      （通訳・翻訳・原稿料、通信運搬に係る経費、保険料、広告宣伝費等）                      (5) 使用料及び賃借料                      （会場使用料、車両・機械等の賃借料、委託料等）                      (6) その他、市長が特に必要と認める経費（事前に協議し了解を得ること。）</p>	<p>10分の8</p>	<p>40万円</p>